

東海市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業（以下「市」という。）が発注する工事（以下「工事」という。）又は製造その他の請負（測量、調査及び設計を含む。以下「その他の請負」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 本要領の対象となる工事又はその他の請負は、制限付一般競争入札又は指名競争入札を実施する工事のうち設計金額が5千万円以上のもの又はその他の請負とする。

2 主務課等の長は、その他の請負については検査管財課長と協議のうえ、この要領を適用させることができる。

(基準)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 割合の算定は工事においては、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

(1) 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事については、次に掲げる額の合計額

- ア 機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額
- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- オ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前号以外の工事

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費相当額（土木工事にあつては現場管理費の額、建築工事にあつては現場経費の額）に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 特別な工事又はその他の請負については、前項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。

4 基準価格を設定する場合は、第1項に規定する基準価格を記載した低入札価格調査基準価格及び失格判断基準調書（様式1。以下「調書」という。）を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（低入札価格調査における失格判断基準の試行実施）

第3条の2 低入札価格調査における失格判断基準（以下「失格判断基準」という。）

は、基準価格を下回った場合で、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準である。ただし、特別な工事において、次の各号の規定によりがたい場合は、この限りでない。

(1) 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事

ア 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、市の設計金額における機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額及び直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

イ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費相当額及び一般管理費の額の合計額が、市の設計金額における共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費

の額に10分の3を乗じて得た額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

(2) 前号以外の工事

ア 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、市の設計金額における直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

イ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費相当額及び一般管理費の額の合計額が、市の設計金額における共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額、現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

2 失格判断基準を設定する場合は、失格判断基準となる前項各号の金額を記載した調書を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、事前に入札参加資格者へ、基準価格を下回る入札が行われた場合は、必ずしも最低価格入札者（総合評価落札方式においては、評価値の最も高い者。以下「最低価格入札者等」という。）が落札者とならず、調査後、改めて落札者を決定するとともに失格判断基準に該当する入札を失格とする旨を周知するものとする。

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第5条 前条の入札が行われた場合には、入札執行者は、入札時に提出された内訳書に基づき第3条の2第1項各号に規定する失格判断基準に該当するか否かの調査を実施し、失格の判定を行う。次に主務課等の長は、基準価格を下回り、かつ失格判断基準に該当しない入札を行った者によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由（入札価格の内訳書を徴収。ただし入札の際に提出された場合を除く。）

- (2) 手持工事、業務の状況
- (3) 手持資機材の状況
- (4) 資機材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事、業務名等及び工事、業務成績
- (7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- (8) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (9) その他必要な事項
（調査の結果）

第6条 主務課等の長は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式2及び様式3）により東海市契約審査会（以下「審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。なお、前条前段に規定する失格の場合は、審査会への報告は必要ないものとする。

- 2 審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、審査会の意見を低入札価格審査結果通知書（様式4）により主務課等の長に通知するものとする。

（落札者の決定）

第7条 主務課等の長又は検査管財課長は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者等に落札した旨を通知するとともに、入札参加者全員に対しその旨を通知するものとする。

- 2 前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内かつ失格判断基準に該当しない入札をした他の者のうち、最低価格入札者等（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第5条以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

- 3 前項により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨を通知するものとする。

- 4 第5条前段及び第2項の規定により、最低価格入札者等を落札者としなかった場合は、その者を落札者としなかった理由を公表するものとする。

- 5 前項の公表の期間は、落札決定の日の翌日から1年間とし、公表の場所は総務部検

査管財課とする。この場合において、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）における電子入札サブシステムを使用した入札によるものは、あいち電子調達共同システム（CALS/ES）における入札情報サービスシステムの利用による公表を併用するものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式1

低入札価格調査基準価格及び失格判断基準調書	
工 事 名 (物件名)	
路線又は河川 港湾名等	
工 事 場 所 (納入場所)	東海市 町 地内
調査基準価格	$\left\{ \begin{array}{l} \text{入札書比較価格} \\ \text{(調査基準価格に110分の100を乗じて得た額)} \end{array} \right. \text{金}$
失格判断基準1	設計金額の直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額 金
失格判断基準2	設計金額の共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額、現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額の合計額 金
<p>上記価格を予定する。</p> <p style="text-align: center;">年 (年) 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県東海市 市長 花田勝重</p>	

様式2

低入札価格調査報告書

年（ 年） 月 日

契約審査会長 様

主務課等の長

年（ 年） 月 日に実施した下記工事等の入札において、基準価格を下回る応札がありましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。つきましては、契約審査会において、その適否を審査して下さい。

記

- 1 工 事 等 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 (納 入) 場 所
- 4 業 者 名

様式 3

低入札価格調査報告書

工事等名		
路線等名		
工事(納入)場所		
概要		
入札執行日		
業者名		
入札価格		(基準価格) 円 円)
調査項目	その価格により入札した理由	
	手持ち工事、業務の状況	
	手持ち資機材の状況	
	資機材購入先及び購入先と入札者の関係	

調 査 項 目	労務者の具体的供給見通し	
	過去に施工した公共工事、業務名及び工事成績	
	経営状況	
	信用状況	
	その他必要な事項	
総合的な主務課等の長の意見		
総合的な検査管財課長の意見		

様式4

低入札価格審査結果通知書

年（ 年） 月 日

主務課等の長 様

契約審査会長

下記工事等について、契約審査会で審査した結果、適合した履行が確保される（されない）と認められる。

記

- 1 工 事 等 名
- 2 路線等の名称
- 3 工事(納入)場所
- 4 業 者 名

様式5

第 号
年 (年) 月 日

様

東海市長

落札者の決定について（通知）

年 (年) 月 日の入札執行において落札を保留した下記工事等については、調査の結果、¹貴社（〇〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工事等名

2 路線等の名称

3 工事(納入)場所

4 落札価格 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(入札書記載金額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

5 その他 (²失格判断基準に該当する入札があった場合は、ここに記載する。)

¹ 落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、その他の入札業者に対して通知を出す場合は落札業者名「〇〇〇〇株式会社」を記載する。

² 「〇〇〇〇株式会社は失格判断基準により失格」と記載する。

低入札価格調査のフロー

